

令和4年3月11日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和4年3月11日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

5番	江上 哲夫 委員
8番	笠 幸夫 委員
9番	黒岩 純 委員
10番	古賀 喜治 委員
11番	後藤 靖子 委員
12番	末次 龍夫 委員
13番	田中 文 委員
14番	田中 修二 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富安 辰行 委員
18番	鳥越 文生 委員
19番	中村 裕 委員
21番	日比生和雄 委員
22番	深川 嘉穂 委員
23番	柳 壽祥 委員

欠席委員は次のとおりである。

赤司 久美 委員 秋永 憲一 委員 今村 裕一 委員 内田 正隆 委員
大石 敏裕 委員 甲斐サエ子 委員 林田 高夫 委員 山口 啓一 委員

事務局の出席者は5名である。

事務局 おはようございます。定刻となりましたので、3月総会を始めさせていただきたいと思えます。

本日の総会も新型コロナウイルス感染防止対策のため、規模を縮小して行うこととなりました。よろしく申し上げます。

それでは、3月の総会に当たりまして報告をいたします。

本日、現員数24名中16名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします

議長 それでは、皆さんおはようございます。皆様方、大変お忙しい中に総会に御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げたいと思えます。

早速、3月の総会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。

第1号の農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

審議番号15番及び16番は、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてと関連のある案件でございますので、審議番号15番及び16番とそれ以外に分けて審議することとし、審議番号15番及び16番は第2号議案と一緒に一括して議題といたします。

それでは、第1号議案のうち審議番号15番及び16番を除く議案を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願ひいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、1番から4ページの10番までの10件です。

5ページをお願ひいたします。

西部地域、11番から6ページ、14番までの4件です。

8ページをお願ひいたします。

使用貸借権設定、東部地域、17番の1件です。

以上の審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
今議案の審議番号3番及び17番は新規就農者の取得案件であります。聞き取り調査の結果については事前の資料で確認していただいているということで、割愛をさせていただきます。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
はい、どうぞ。

●●委員 ちょっと教えてほしいんですけど、新規の方たちは農地ゼロなんですけど、買えるんですね。何が聞きたいかと言ったら、今、周りに新規の女性の方が農地がなくて、でも、2反ほど借りてスタートしようとしているんですけど、これは可能ですか。

事 務 局 お答えいたします。
下限面積がまず設定されていまして、久留米市内に市内には4反地域と5反地域があるんですけども、例えば5反地域であれば、新規に取得する農地の面積が5反、5,000m²を超えるようであれば3条の申請で取得することができるというふうになっています。
例えば今回の8ページの審議番号17番、経営面積の欄がゼロ(7,940)と記載されていますが、これは経営面積、今現在、持ってある農地がゼロですが、今回取得する面積は7,940m²なので、下限面積を満たしているという判断しているという記載になっております。

事 務 局 補足いたしますけれども、農地の貸し借りで期限がきたら自動的に返還、契約が切れるような利用権設定においては、法律上、下限面積というのはありませんので、利用権設定で借りるということであれば、2反でも借りることができるようになっています。以上です。

議 長 今の質疑でまだありますか。

●●委員 認定農業者にならないといけないとかあるんですか。資格がなくても。

事 務 局 認定農業者にならないといけないというのはございませんが、あつせん売買で取得

される場合は、認定新規就農者であれば面積が178アールなくても特例で取得できるとなっていますので、土地が農用地で新規就農者が取得されたいということであれば、認定新規就農を取られていた方があっせん事業も使えるということになります。

議 長 ようございますか。
他にございませんか。

「無しの声」

議 長 それでは、ほかに質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第1号議案のうち審議番号15番及び16番を除く議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案のうち審議番号15番及び16番を除く議案は可決されました。
続きまして、第1号議案のうち審議番号15番及び16番並びに第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題をいたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の賃借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。
7ページをお願いいたします。
賃借権設定、西部地域、審議番号15番、16番の2件です。
以上、審議番号15番、16番の各審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域、1番から3番までの3件です。

1番、申請地、上津町、田、2筆、計280m²。申請理由、申請地に農業用倉庫を設置するものです。農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、大善寺町宮本、田、2筆、計1,415m²のうち9.46m²。申請理由、申請地に営農型太陽光発電設備を設置するものです。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。第1号議案、審議番号15番と関連案件となっております。

3番、申請地、大善寺町宮本、田、6筆、計3,091m²のうち18.85m²。申請理由、申請地に営農型太陽光発電設備を設置するものです。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。第1号議案、審議番号16番と関連案件となっております。

審議案件は以上となります。なお、審議番号2番及び審議番号3番の案件につきましては、県農業会議の意見聴取案件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで、割愛をさせていただきます。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

●●委員 ちょっと教えてください。
7ページの15、16番の備考の欄に、解除条件付賃貸借契約とありますが、ちょっと説明をお願いします。

事 務 局 農地法3条での農地の貸し借りの際の借人の方が、今回、有限会社****ということで、農地所有適格法人ではない一般法人の方となっております。農地法上では、一般法人でも農地の貸し借りをできるとなっておりますが、農業しか行わない農地所有適格法人ではありませんので、その会社の事業内容ですとか、事業年度によっ

て農地の管理がもしできなくなったりとかした場合、賃貸借契約がそれでもなお続いてしまうということを防ぐために、そういう農地の管理が適正に行われていないですとか、そういったことが見受けられる農地は契約を解除できるという条項を盛り込むというところになっておりますので、借人が一般法人の場合は解除条件付賃貸借契約を結ばないと借受けができないということになっておりますので、その記載をさせていただいているものでございます。

●●委員 その下に、賃貸借契約が令和4年4月1日から7年3月31日まで3年、そして、自動継続可能というわけですね。

事務局 そうですね。今回は営農型太陽光発電設備とセットになっておりますのでセットで更新をされているんですけども、営農型ではない通常の貸し借りですと、賃貸借の場合は、例えば期限がくる2か月前とか1か月前に、そこで書面での申入れがない場合は自動的に同じ年数を継続するという取扱いにもなっておりますので、賃貸借契約の場合は自動更新というのもあり得ます。

●●委員 分かりました。

議長 ほかに質疑はございませんか。

「無しの声」

議長 それでは、ただいまから採決をいたします。
なお、採決にあたりましては、第1号議案のうち審議番号15番及び16番と第2号議案に分けて採決をいたします。
それでは、第1号議案のうち審議番号15番及び16番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案のうち審議番号15番及び16番は可決をされました。

続きまして、第2号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。
なお、審議番号2番及び3番は許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 10ページをお願いいたします。
第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から11ページ、7番までの7件です。

1番、申請地、大橋町常持、田、380m²。申請理由、申請地を取得して自己用住宅を建築するものです。農地区分は第一種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、太郎原町、田、2筆、計692m²。申請理由、申請地を取得して露天駐車場の敷地を拡張するものです。農地区分は第一種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、山本町豊田、畑、404m²。申請理由、申請地を取得して自己用住宅を建築するものです。

11ページをお願いいたします。

4番、申請地、田主丸町朝森、畑、66m²。申請理由、申請地を借受けて農業用機械置場として利用するものです。農地区分は第一種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

5番、申請地、田主丸町常盤、畑、4筆、計1,353m²。申請理由、申請地を取得して共同住宅3棟21戸を建築するものです。

6番、申請地、田主丸町森部、畑、414m²。申請理由、申請地を取得して展示場及び露天駐車場として利用するものです。農地区分は第一種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

7番、申請地、北野町今山、畑、286m²。申請理由、申請地を取得して自己用住宅を建築するものです。

12ページをお願いいたします。

西部地域、8番から15ページ、16番までの9件です。

8番、申請地、高良内町、畑、283m²。申請理由、申請地を取得して自己用住宅を建築するものです。

9番、申請地、藤光町、畑、308m²。申請理由、申請地を取得して自己用住宅を建築するものです。

10番、申請地、本山二丁目、畑、3筆、計486.27m²。申請理由、申請地を借受けて露天資材置場として利用するものです。

11番、申請地、三潞町壱町原、田、1,034m²。申請理由、申請地を取得して建売住宅4戸を建築するものです。農地区分は第一種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

13ページをお願いいたします。

12番、申請地、三潞町高三潞、田、460m²。申請理由、申請地を取得して貸社会福祉施設を建築するものです。

13番、申請地、三潞町田川、田、1,022m²。申請理由、申請地を取得して建売住宅4戸を建築するものです。農地区分は第一種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

14ページをお願いいたします。

14番、申請地、三潞町玉満、田、529m²。申請理由、申請地を借受けて露天資材置場及び露天駐車場として利用するものです。

15番、申請地、三潞町西牟田、畑、3筆、計1,781m²。申請理由、申請地を取得して宅地分譲6区画として利用するものです。

15ページをお願いいたします。

16番、申請地、三潞町西牟田、畑、299m²。申請理由、申請地を借受けて自己用住宅を建築するものです。

審議案件は以上となります。

なお、審議番号11番及び審議番号13番の案件につきましては、県農業会議の意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで、割愛をさせていただきます。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

●●委員 6番の件でございますが、先日現地確認に参りました。駐車場を作るということでございますけれども、その折に、農薬散布について、飛散が駐車場の車にありはしないかと心配をしておりました。そういう中で、隣接地の方にはお願いをいたしますけれども、車のないときに散布をしていただくか、車がある場合についてはできれば御連絡をいただいて、車を速やかに動かしていただいて散布をするようお願いをしたわけでございますが、オーナーの方に、ひとつそういう連絡をしたときには、速やかに車を移動させていただくように、許可が下りたときにはお願いをしておいていただきたいと思って、その点をよろしくお願いしておきます。

事務局 事務局からですけれども、現地調査のときにもそういったお話をいただいております。代理人を通じて、改めてそのときにお話をさせていただいたんですが、また、許可書の受け取り等の際に、そちらの関係ではきちっと隣接の方とお話をされた上で、御対応、御協力いただけるように、また再度、お伝えさせていただきたいと思っております。

議長 ほかにございませんか。

「無しの声」

議長 質疑はほかにないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第3号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。なお、審議番号11番及び13番は、許可相当として県農業会議へと意見聴取いたします。

続きまして、第4号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 16ページをお願いいたします。

第4号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

審議番号1番、2番の2件です。

1番、申請人、宮ノ陣町大杜、****、経営面積、12万1,200m²。

農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

2番、申請人、北野町大城、****株式会社、代表取締役、****、経営面積、4万9,457m²。

農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします

「無しの声」

議長 質疑はないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第4号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。続きまして、第5号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

第5号議案の中の利用権設定、審議番号1番、2番、3番は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。よって、第5号議案は、利用権設定、審議番号1番、2番、3番とそれ以外に分けて審議をいたします。

議席番号**番、****委員の退席を求めます。

それでは、利用権設定、審議番号1番、2番、3番についての事務局の説明を求めます。

事務局 17ページをお願いいたします。

第5号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

2、利用権設定3件。

22ページをお願いいたします。

2、利用権設定、第1区、審議番号1番から3番までの3件です。

1番、所在地、草野町草野、田、2筆、計3,832m²。農事組合法人****への貸付となります。

2番、所在地、山本町耳納、田、5筆、計2,054m²。農事組合法人****への貸付となります。

3番、所在地、草野町草野、田、畑、1,250m²。農事組合法人****への貸付となります。

以上、2、利用権設定、審議番号1番から3番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします

「無しの声」

議長 質疑はないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第5号議案の中の2.利用権設定、審議番号1番、2番、3番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案の中の利用権設定、審議番号1番、2番、3番は可決されました。

利用権設定、審議番号1番、2番、3番の審議が終了しましたので、退席をさせていただきます。議席番号**番、****委員の出席を求めます。

****委員に報告をいたします。利用権設定、審議番号1番、2番、3番は可決されました。

続きまして、利用権設定、審議番号1番、2番、3番を除く第5号議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 17ページをお願いいたします。

第5号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

1、所有権移転17件、3、利用権設定、農地中間管理事業関係1件。

18ページをお願いいたします。

1、所有権移転、第1区、1番から19ページの6番までの6件です。

1番、所在地、荒木町白口、田、4筆、計2,641m²。推進機構への売り渡しとなります。

2番、所在地、大橋町常持、田、2筆、計2,339m²。推進機構からの買入れとなります。

3番、所在地、大善寺町夜明及び三潴町高三潴、田、3筆、計7,847m²。推進機構からの買入れとなります。なお、こちらの案件につきましては、申請人はイチゴのハウス栽培を行う方針であり、農地移動適正化あっせん事業において農業委員会が定める経営面積の基準の特例として、花き栽培等の集約経営が行われる場合とあり、申請人はその特例に該当しているものと判断しております。

19ページをお願いいたします。

4番、所在地、宮ノ陣町大杜、田、3,540m²。推進機構への売り渡しとなります。

5番、所在地、安武町住吉、田、953m²。推進機構への売り渡しとなります。

6番、所在地、安武町安武本、田、3,408m²。推進機構からの買入れとなります。なお、こちらの案件につきましては、申請人は市の青年等就農計画の認定を受けており、新規就農者と認められております。農地移動適正化あっせん事業におい

て農業委員会が定める経営面積の基準では178アール以上となっておりますが、面積の基準の特例として、権利を取得させるべきものが新規就農である場合とあり、今回の申請者はその特例に該当しているため、現在の経営面積が178アールを下回っていても、営農登録の基準に該当するものとなっております。

第2区、7番、8番の2件です。

7番、所在地、田主丸町志塚島、田、1,280m²。推進機構への売り渡しとなります。

8番、所在地、田主丸町地徳、畑、3筆、計1,294m²。推進機構からの買い入れとなります。

20ページをお願いいたします。

第3区、9番から14番までの6件です。

9番、所在地、北野町大城、畑、713m²。推進機構への売り渡しとなります。

10番、所在地、北野町高良、田、2,952m²。推進機構からの買い入れとなります。

11番、所在地、北野町十郎丸、田、2筆、計3,970m²。推進機構からの買い入れとなります。

12番、所在地、北野町十郎丸、田、982m²。推進機構への売り渡しとなります。

13番、所在地、北野町鳥巢、畑、456m²。推進機構からの買い入れとなります。

14番、所在地、北野町仁王丸、田、1,507m²。推進機構からの買い入れとなります。

21ページをお願いいたします。

第4区、15番の1件です。

15番、所在地、城島町大依、田、4,028m²。推進機構への売り渡しとなります。

第5区、16番、17番の2件です。

16番、所在地、三潴町高三潴、田、4筆、計7,583m²。推進機構への売り渡しとなります。

17番、所在地、三潴町西牟田、田、3筆、計5,289m²。推進機構からの買い入れとなります。なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、****農事組合法人の構成員である申請人が取得し、同法人に貸し付けるものです。

23ページをお願いいたします。

3、利用権設定、農地中間管理事業関係、第1区、1番の1件です。

1番、所在地、大橋町合楽、田、2筆、計7,184m²。推進機構への貸付けとなり

ます。

以上、1、所有権移転、審議番号1番から17番まで、3、利用権設定、農地中間管理事業関係、審議番号1番の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします

「無しの声」

議 長 質疑はないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。利用権設定、審議番号1番、2番、3番を除く第5号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、利用権設定、審議番号1番、2番、3番を除く第5号議案は可決されました。よって、第5号議案については、久留米市長宛てに通知いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。

したがって、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項・

字句・数字その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

「無しの声」

議 長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、5番、江上哲夫委員、16番、手島富士雄委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。